

第 22 号 議 案

長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第15条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 栄養士又は<u>管理栄養士</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(生活指導等)</p> <p>第20条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第15条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 栄養士</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(生活指導等)</p> <p>第20条 略</p> <p>2～5 略</p>

入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(職員)

第24条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

(1)～(5) 略

(6) 栄養士又は管理栄養士

(7) 略

2 略

(生活指導等)

第25条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する個別支援計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第20条（第2項及び第6項を除く。）の規定を準用する。

(作業指導)

第26条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の個別支援計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 略

(職員)

第24条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

(1)～(5) 略

(6) 栄養士

(7) 略

2 略

(生活指導等)

第25条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後に健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第20条（第2項を除く。）の規定を準用する。

(作業指導)

第26条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後に自立するために必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定及び第24条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第118号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）の公布に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。